

各種の新薬が出現しておりますが、業者のみなさまには、いたらずに新しきを追い奇をてらうことなく、安全でよくきく真の家庭配置薬としての本領を發揮することに専念され、着実な研究による薬品の生産増加と本県業界の伸展と繁栄を祈念してやみません。

〔高田薬報〕昭和四十四年八月一日

一九 医薬品製造業者名簿

昭和四十六年

企業体名又は製造所名	代表者氏名
赤玉堂	西川由一
延命堂製薬所	吉田慶彦
田原兄弟社	田原市太郎
博心堂	石田源太郎
雪の元本店	藤本晋吉
岩崎釣鐘鳥居堂	米田正一
吉田養真堂	吉田諭市
三光製薬(有)	島岡勇

島岡製薬所	島岡義一
真誠堂製薬(株)	元根彦三郎
赤心製薬(株)	木田秀夫
関本増太郎製薬所	関本増太郎
全国薬品工業(株)	細川義三
大興製薬(株)	三浦修
大師製薬(株)	米田之俊
ダイヤ製薬	守金久一
端壮薬品工業(株)	中村幸茂
中田薬品産業(株)	中田善久
南都製薬(有)	西岡徳之
日新製薬(株)	米田利男
日本製薬(株)	宮本宗雄
七宝堂製薬所	井上嘉一郎
藤田博愛堂製薬(株)	藤田辰次郎
藤野製薬所	藤野源次
深井薬品工業(株)	深井末一
増田製薬(株)	増田弥内

3 組 合

光誠製薬	桐山進栄堂薬房	岸田生薬研究所	梯ロマンパス本舗	梯虎屋薬房本店	梯大毎代理部薬品部	梯三光丸本店	梯きぬや薬舗	回生堂製薬	葛城製薬	岡田快生堂	金陽製薬	大和製薬所	大和合同製薬	大和檀原製薬	大和中央製薬	森本救生堂薬舗	松井愛命堂薬舗
西島松太郎	桐山実	岸田小次郎	栗本美輝	吉田虎雄	安田寅吉	米田徳七郎	安田寅吉	南才次郎	田中信雄	岡田美教	北山藤一郎	柚木勇喜雄	増田善太郎	米田公昭	和田義徳	森本角太郎	松井マサノ
三星製薬所	南国民製薬	マルゼン医薬研究所	丸太中嶋製薬	仁寿堂	日産医薬品工業社	日本医薬品製造	西川製薬	内外製薬	大同薬品工業	大仏堂製薬	高橋貫誠堂	玉巻自由堂薬房	田村薬品工業	棚田製薬所	至誠堂製薬	佐藤薬品工業	御所薬舗
山下正己	木田恒三郎	至田善一	中嶋太兵衛	宮本公典	上村芳功	米田長七	西川忠孝	米田正之	高松正雄	田村治一	高橋貫次郎	玉巻藤次	田村信一	棚田貞儀	富士豊弘	佐藤又一	瓜阪茂

日宏化学薬品 <sup>株</sup>	ワキ製薬 <sup>株</sup>	マルテン製薬所	寧薬化学工業 <sup>株</sup>	常盤薬品工業 <sup>株</sup>	中和製薬所	高田製薬 <sup>株</sup>	三妙丹本舗	共生製薬 <sup>株</sup>	大峯堂薬品工業 <sup>株</sup>	朝日製薬 <sup>株</sup>	奈良エラシコ <sup>株</sup>	日本エラシコ <sup>株</sup>	笹岡薬品化成 <sup>株</sup>	今西薬品工業 <sup>株</sup>	新藤三和堂	井上製薬 <sup>株</sup>	和田製薬 <sup>株</sup>	森本製薬 <sup>株</sup>
永見晴雄	脇本佳信	藪内俊雄	徳井武寛	中井一夫	涌田兼太郎	赤尾健太郎	生野久二郎	福西久五郎	辻清六	北川浅次郎	吉利一雄	笹岡久男	今西宏	新藤敏夫	井上猶次郎	和田一郎	森本覚次郎	
川田製薬 <sup>株</sup>	扇屋薬品本舗	奥村正永堂薬房	延寿堂製薬 <sup>株</sup>	井上薬品工業社	池尻製薬 <sup>株</sup>	愛寿薬品工業 <sup>株</sup>	東薬品 <sup>株</sup>	薬王製薬 <sup>株</sup>	<sup>株</sup> 松原達摩堂	<sup>株</sup> 米田兄弟社	和平製薬 <sup>株</sup>	吉田製薬 <sup>株</sup>	日研製薬 <sup>株</sup>	新光製薬 <sup>株</sup>	足高製薬所	成光薬品工業 <sup>株</sup>	清栄薬品 <sup>株</sup>	
川田雅一	友村正隆	奥村亦三郎	宮本須賀	井上仁	池尻正一	岡村一雄	東伊作	森田作治	松原利宗	米田清英	岡井平吉	吉田勝治	赤井康純	福井昭祐	足高晋	安本昌作	清水耕三	

3 組 合

橋本貫弘堂薬房	西川延寿堂	中村薬品工業 <sup>株</sup>	豊島製薬 <sup>株</sup>	壺井製薬所	壺阪製薬 <sup>株</sup>	太陽堂製薬 <sup>株</sup>	新生薬品工業 <sup>株</sup>	阪本回誠堂薬房	米田薬品工業 <sup>株</sup>	救命社薬房	きくや製薬所	共立薬品工業 <sup>株</sup>	近畿医薬品製造 <sup>株</sup>	関西薬品工業 <sup>株</sup>	<sup>株</sup> 光洋製薬社	片川兄弟堂薬舗	川西製薬 <sup>株</sup>
橋本道子	西川秀次郎	中村五郎	豊島昌隆	壺井薫雄	谷口理太郎	前川正次	梶谷桂三	阪本スエノ	米田和彦	斉藤博	浅井誠三	森田一	斉藤徳一	斉藤諭一	阪本スミ	片川久仁雄	川西道雄
竹田薬房	美吉野製薬 <sup>株</sup>	東洋薬品商会	<sup>南</sup> フタワメンタム本舗	万金薬品工業 <sup>株</sup>	マルナカ医薬品工業 <sup>株</sup>	的場製薬所	福井博仁堂	高市製薬 <sup>株</sup>	島田製薬工業 <sup>株</sup>	米田天真堂薬房	<sup>株</sup> 吉原飛鳥園	喜多薬品工業 <sup>株</sup>	養寿堂製薬 <sup>株</sup>	山村真祐堂	ホシエヌ製薬 <sup>株</sup>	藤井製薬所	船倉製薬 <sup>株</sup>
竹田与司博	森治	東佐太郎	高島又次	脇本熊治郎	中野由太郎	的場義春	福井源之丞	中井康允	島田正義	米田憲嗣	吉原貞市	喜多稔	池田喜代造	山村秀夫	井上鐘三	藤井正義	吉井正美

中島 寿 玄 薬 房  
藤井利三郎薬房  
大峯山陀羅尼助製薬(有)

中島 寿 玄  
藤井利 幸  
西村 清五郎

以上一三七事業所 (医薬品製造業者名簿)

## 二〇 共同試験室建設用地借用と土地賃

### 貸契約書

昭和四十八年

昭和四十八年二月二〇日

奈良県知事 奥 田 良 三殿

奈良県製薬協同組合

理事長 佐 藤 又 一

共同試験室建設用地借用申請について

医薬品の安全性の問題等業界に課せられた使命の重大性に鑑み、本組合に於ては医薬品試験設備の完璧を期し、国民の保健衛生に寄与すべく昭和四十六年七月共同試験室建設専門委員会を設置し、建設並に設備に要する資金計画を審議決定を見、昭和四十七年十月各地区より四名宛十六名の委員による建設委員会を設置し、爾来三

回に亘り委員会を開催し建設場所について鋭意検討中のところ去る一月十八日の委員会に於てかねて県の御高配により県立薬事指導所の敷地(県有地)を借用し、建設を見た組合事務所の隣接地が最も適切な建設場所として決定し去る一月二十日開催の役員会に答申されたので、役員会に於て審議の結果委員会の答申通り決定を見ました次第、就いては之が借地建設実現の暁は組合としての管理運営は申すに及ばず、幸い薬事指導所の高度な技術指導を賜わり得ることも考えられ、共同試験室としての機能が充分達成できるものと確信する次第で、業界多年の懸案であり組合の当面する重大な使命の遂行は勿論共同試験室今後の運営上多大の成果を期し得られる次第であります。

県当局に於かれましては、薬務行政上薬事指導所の重要性並に、指導所としての薬草栽培其の他研究施設経営の上に御迷惑なお願いと存じますが、業界事情等御賢察賜わりまして下記建設用地の借用方格別の御高配賜わり度くこの段陳情申し上げる次第であります。

記

一 場所 組合事務所南側

二 面積 三三〇平方メートル（二〇〇坪）

土地賃貸借契約書

奈良県を甲とし、奈良県製薬協同組合を乙として、甲乙両当事者は土地の賃貸借について次の通り契約を締結する。

(賃貸物件)

第一条 甲は、乙に対しその所有にかかる次の土地を賃貸する。

土地の表示

御所市六〇五番地の一〇

宅地 三三〇、〇〇m<sup>2</sup>

(賃貸期間)

第二条 賃貸期間は、昭和四十八年六月一日から昭和七十八年五月三十一日までとする。

3 組 合

(賃料)

第三条 賃料は一ケ年金一四六、〇〇〇円とし、乙は甲

が指定する期日までに別途発行する納入通知書により一括納付するものとする。

ただし、一年未満の貸付期日に係る貸付料は、月割計算により算出した金額とする。

二 第一項の賃料は、三ケ年毎にその増減を協定することができる。

(目的外使用の禁止)

第四条 乙は、土地を医薬品開発試験研究所以外の目的のために使用することができない。

(形状変更等の禁止)

第五条 乙は、次の行為をしようとするときは、あらかじめ甲の書面上の承諾を受けなければならない。

(一) 土地の形状を変更すること。

(二) 土地の全部又は一部を転貸し、又は他人に使用させること。

(三) 土地上の建物を増築し、改築し、又は新築すること。

(四) 賃借権を譲渡し、又は土地上の建物を売買し、譲与し若しくは質入れ又は抵当権の設定をすること。

(契約の解除)

第六条 甲は次の場合は、この契約を解除することができる。この解除があつた場合においては、乙は異議なく土地を明け渡さなければならぬ。

(一) 乙が賃料の支払いを怠つたとき。

(二) 甲において土地を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

(解除による損害の負担)

第七条 前条第二号に掲げる事由により甲がこの契約を解除した場合において、乙に損害が生じても、これに關し又はなんらの請求をしないものとする。

(返 還)

第八条 乙は、賃借期間が満了したとき又は第六条の規定による解除によりこの契約が終了したときは、地上の建物及び付属物を収去し、並びに乙が甲の承諾を得、又は得ずしてなした地形の変更を自費で原状に復

して、土地を返還しなければならない。

(経費の負担)

第九条 この契約に関するいっさいの経費は、乙の負担とする。

昭和四十八年六月一日

甲 奈良市大路町

奈良県知事 奥田良三

乙 御所市六〇五番地の一〇

奈良県製薬協同組合

理事長 佐藤又一

(奈良県製薬協同組合)

## 二 共同試験室建設資金の融資申請

昭和四十八年二月二十日

奈良県知事 奥田良三殿

奈良県製薬協同組合

理事長 佐藤又一

医薬品開発試験研究室(共同試験室)

建設資金に対する融資申請について

医薬品の安全性の問題等業界に課せられた使命の重大性に鑑み医薬品の試験設備の整備充実は、刻下必緊の急務であります。個々の製薬業者の自家試験設備の現状では、到底試験の完璧を期し得られないので、今回組合員の共同施設として高度な試験機器を具備する試験室を建設し、広く業者の要請に応えるため、共同試験室の建設計画を樹てましたので、之か資金に対し御融資方格別の御高配賜わりたく本試験室運営の具体的計画相添へ申請いたします。

記

◎ 建設計画

一 建設場所

奈良県御所市六〇五―一〇県立薬事指導所敷地内

試験室建設用地 三三〇平方メートル

(約一〇〇坪)

二 建設面積(建物) 一八四平方メートル

(約五五、六坪)

3 組

合

重量鉄骨造り平屋建

三 建設費

一金 三五〇〇万円

・ 建築費 一五〇〇万円 坪当り単価約二七万円(内部設備共)

別紙添付試験機器一覽表

・ 試験機器 二〇〇〇万円

別紙添付試験機器一覽表

四 建設資金 三五〇〇万円の調達計画

・ 中小企業高度化資金貸付制度による融資を申請する金額 二二、七五〇、〇〇〇円

・ 組合員による自己負担金 一一、二五〇、〇〇〇円

五 試験室試験技術者五名

薬剤師 二名 助手 三名

六 建設完成予定

昭和四十八年十月末

◎ 試験室運営具体的計画

支出合計 五、二九〇、〇〇〇円

◎ 試験室運営具体的計画

支出合計 五、二九〇、〇〇〇円



一人件費 四、〇二〇、〇〇〇円

(イ) 給料 二、八八〇、〇〇〇円

月給 六〇、〇〇〇円二名

四〇、〇〇〇円三名 ) の一ケ年分

(ロ) 手当 九六〇、〇〇〇円

夏季及び年末手当給料月額四ケ月分

(ハ) 旅費 一八〇、〇〇〇円

月額一人三、〇〇〇円の五名一ケ年分

二 試薬、その他 六六〇、〇〇〇円

(イ) 試薬及び器具 六〇〇、〇〇〇円

月額一人一〇、〇〇〇円の五名一ケ年分

(ロ) 事務用消耗品 六〇、〇〇〇円

月額一人一、〇〇〇円五名 一ケ年分

三 借入金利息 六一〇、〇〇〇円

元金二二、七五〇、〇〇〇円に対する年利二分七厘

収入合計 二、八八〇、〇〇〇円

一 試験手数料 二、八八〇、〇〇〇円

一人一ケ月実測値三成分 一八、〇〇〇円

// 製品試験一五成分 三〇、〇〇〇円

五名一ケ年の手数料

差引不足金 二、四一〇、〇〇〇円

不足金は昭和四十八年度予算に計上し、組合員全体の負担として、組合費賦課金により徴収し処理する。

昭和四十八年度予算計画 一六、〇〇〇、〇〇〇円

(奈良県製薬協同組合)

### 三 共同試験室の建設計画

昭和四十八年

共同試験室建設計画

(一) 名称

奈良県医薬品共同試験研究室

(二) 建設場所

御所市六〇五一一〇

県立薬事指導所敷地内(県有地)

(三) 敷地面積

三三〇平方メートル(約一〇〇坪)

(四) 建設面積

一八四平方メートル(約五五、六坪)

(五) 建設資金

総計 三、五〇〇万円

建築費 一、五〇〇万円

機械器具 二、〇〇〇万円

(六) 資金調達

中小企業高度化資金 二、二七五万円

年利二、七% 二ヶ年据置 一〇年還償

自己負担金(組合員負担) 一、二二五万円

但返済金確保のため組合員の資金負担額を三、五〇〇万円とする。

(七) 組合員の資金負担額の割当方法

一 負担額は評議会とする。

二 各人別の負担額は組合費賦課等級割に準拠する。

3 組 三 賦課金額の算定については二割を平等割とし、八割を各級目安個数割により算出する。

(八) 建築

一 重量鉄骨平屋建

二 設計施行 御所市 鍛治田工務店

三 建築見積金額

一金

四 着工 昭和四十八年 月

竣工 昭和四十八年 月

(九) 設備機器

別紙添付設備機器一覧表の通り納入指定業者

有限会社 匠原計量器械店

株式会社 森田草楽堂

(十) 試験室試験担当者

薬剤師 三名

補助 三名

(奈良県製薬協同組合)

三 共同試験室建設要綱

昭和四十八年

医薬品開発試験研究所建設要綱

五十年………一月 三月

一 建設場所 御所市六〇五―一〇 県立薬事指導所敷

五 建設用地借地契約 四十八年六月一日

地内 製薬協同組合事務所隣接地

六 請負業者と工事契約 四十八年六月一日

面積三三〇平方m 約一〇〇坪

七 起 工 式 四十八年六月七日

二 建 築 鉄筋コンクリート造り平家建五五、六坪

八 工事完成予定 四十八年十月末

請負業者 御所鍛冶田工務店

(奈良県製薬協同組合)

見積金額 金一、四三四万五一九四円

三 試験機器 金額 約二〇、〇〇〇万円

二 共同研究室建設の通知

昭和四十八年

見積業者 匠原計量器店 森田草楽堂

四 建設資金 三、五〇〇万円

昭和四十八年六月五日

内訳 金二、二七五万円 高度化資金借入

組 合 員 殿

金一、二二五万円 組合員負担

奈良県製薬協同組合

出資金 (三、五〇〇万円)

理事長 佐藤 又一

最高 六三万円 最低 一三万円

医薬品開発試験研究所(共同試験室)建設について

手形支払 一〇枚 六月十五日まとめる

拝啓、新緑の候益々御清栄のこととおよろこび申上げ

四十八年………九月 十一月

ます。常々、組合運営については、格段の御協力御高配

四十九年………一月 三月 五月 七月

を賜り誠にありがたく厚くお礼申上げます。扱て組合多

九月 十一月

年に亘り懸案の共同試験室の建設も県当局の御懇篤な御

指導と御高配により、建設用地の借地も決定し六月一日  
 賃貸借契約締結の運となり一方業界としては数次に亘る  
 建設委員会、役員会を開催し建築並に設備関係等審議決  
 定を見併せて建設費の組合員負担額については五月十六  
 日評議員会を開催し、審議決定の上過日開催の役員会に  
 於て下記の通り決定を見ました次第、申上げるまでもな  
 く医薬品製造業界に課せられた使命の重大性に鑑み高度  
 な試験設備の設置を痛感いたしております際、本施設の早  
 期完成を期しております。当今何かと出費御多端の折柄  
 とは存じますが、之が建設経費の御負担（出資）方につ  
 いて格段の御協力賜り度く、取急ぎ御願旁方御通知申上  
 げます。

記

一 建設用地

県立薬事指導所敷地内の組合事務所隣接地約百坪

二 建物

鉄筋コンクリート平屋建約五十六坪

3 組

この予算一、五〇〇万円

三 試験機器

最新の高性能機器によって整備された試験機器

この予算一、〇〇〇万円

四 工事契約

御所鍛冶田工務店と一、四三四万五一九四円で契約  
 を結ぶ

五 地鎮祭

六月二十五日の予定

六 建設費（建物及機器） 三、五〇〇万円

内訳二、二七五万円 高度化資金借入

一、二二五万円 自己負担（組合員負担）

借入資金返済確保のため三、五〇〇万円を組合員

の出資金として約束手形十枚に分割し出資する。

手形の支払期日はその月の月末とする。

昭和四十八年 九月 十一月

昭和四十九年 一月 三月 五月 七月 九月 十一月

昭和五十年 一月 三月

上記十枚の約手による出資金は地区役員の方のお世

級別	出資金額							
	1	2	3	4	5	6	7	8
基本金額	60万円	55	50	45	40	35	30	25
平等割	3万円	3	3	3	3	3	3	3
合計	63万円	58	53	48	43	38	33	28
人員	3	4	4	11	8	6	15	12

共同試験室建設資金出資額表

等級	出資額
万円	約束手形十枚に分割

七 貴社(所)の出資金額

話で六月十五日までにまとめて戴くことになっておりますので、何卒よろしくお願いいたします。別紙添付級別表により御出資お願いいたします。

	12	11	10	9
	10	13	15	20
	3	3	3	3
	13	16	18	23
136社	28	14	17	14

(奈良県製薬協同組合)

三 共同研究室建設の報告

昭和四十八年

昭和四十八年十二月十日

奈良県知事 奥田良三殿

奈良県製薬協同組合

理事長 佐藤又一

医薬品開発試験研究所の建設に

要した資金について報告

当組合医薬品開発試験研究所の建設工事は本年七月一日着工しましたところ其の後順調に工事が進捗し建築は已に完成し試験器機の設備も十二月二十日完了の予定につ

き之が建設に要した経費を下記の通り報告いたしますか  
ら何卒よろしく御願ひ申し上げます。

記

- 一 株式会社銀治田工務店（御所市一五〇一三）
  - (一) 試験室建築工事費 一四、三四五、一九四円
  - (二) 廃液処理槽工事費 一、一五五、七〇〇円
  - (三) 床塗装工事費 二九七、八二五円
- 二 ダイシン工研株式会社（大阪市淀区長柄西通二二三）
  - (一) 試験室実験台等 三、七七六、四〇〇円
  - (二) 旧試験室移設費 四九、〇〇〇円
- 三 有限会社匠原計量器機店（大阪市浪速区日本橋筋五一）
  - (四) 試験用器機 九、四三四、七三〇円
- 四 株式会社森田草楽堂（橿原市八木町一一六）
  - (一) 試験用器機 八、二二〇、〇〇〇円

（奈良県製薬協同組合）

二六 共同施設設置資金貸付の通知と指

定書

昭和四十九年

商第一七九号

昭和四十九年二月二十八日

奈良県製薬協同組合

理事長 佐藤又一殿

商工労働部長 印

昭和四十八年度中小企業高度化（共同施設

設置）資金の貸付額の内定について

さきに申請のあったこのことについて下記のとおり貸

付額が内定されたので通知します。

記

貸付対象施設名	数量	査定額
試験室工事他	一式	一六、三九六、〇〇〇円
機械器具	四十八品目	一九、七〇二円
		貸付内定額

二三、四六〇、〇〇〇円

医薬品開発試験研究所

厚生省薬第二七一号  
指定番号第三五号

指 定 書

所 在 地 御所市御所六〇五一〇

名 称 奈良県製薬協同組合

代表者の氏名 理事長 佐藤 又一

昭和五十六年三月二十七日付けの申請について、薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十一条の二（第二十九条の三において準用する場合を含む）、薬局等構造設備規則（昭和三十六年厚生省令第二号）第五条第五号、薬局等構造設備規則の一部を改正する省令（昭和五十五年厚生省令第三十二号）附則第三項並びに医薬品の製造管理及び品質管理規則（昭和五十五年厚生省令第三十一号）第七条第二号ロ及び附則第二項の規定に基づく試験検査として、下記のとおり指定する。

記

一 試験検査機関の名称 奈良県製薬協同組合

- 二 試験検査機関の所在地 御所市御所六〇五一〇
- 三 依頼を受ける試験検査 理化学試験
- 四 指定の条件（裏面のとおり）

昭和五十六年六月一日

厚生大臣 村山達雄 印

(一) 毎事業年度経過後三月以内にその事業年度の事業報告書（医薬品等の検査を依頼した製造所等ごとの受託実績を含む）及び収支決算書並びに試験検査設備、試験検査職員及び試験検査手数料についての報告書を作成し、これらを奈良県知事を経由して厚生大臣に提出しなければならぬこと。

(二) 厚生大臣又は奈良県知事から指定に係る業務の実施に関し報告を求められたときは、速やかに報告しなければならぬこと。

(三) 薬事法第七十七条に規定する薬事監視員が指定試験検査機関に立ち入り、その試験検査設備、業務の状況若しくは記録類その他の物件を検査し、又は関係者に

質問することを求めた場合には、これに応じなければならぬこと。

(四) 医薬品製造業者等が依頼した医薬品等の試験検査を更に他に依頼しないこと。

(五) 休廃止等の届出。

○ 指定に係る業務の全部若しくは一部を廃止し、休止し、又は休止した業務を再開しようとする場合には、その予定日の三十日以前に、その旨を奈良県知事を經由して厚生大臣に届け出ること。

○ 次の事項を変更した場合には、変更後三十日以内に、その旨を奈良県知事を經由して厚生大臣に提出すること。

ア 開設者の名称又は住所

イ 試験検査機関の名称又は所在地名

ウ 当該機関において併せ行う他の事業の種類

(六) 試験検査職員は、試験検査業務に関して知り得た他人の業務上の秘密を故なくもらしてはならないこと。

3 組 (七) 試験検査に関する記録を作成し、これを最終の記載

の日から三年間保存しなければならないこと。

(八) 指定の基準に適合しなくなったとき、指定の条件に違背したとき又は指定に係る業務が適正に実施されていないと認められるときは、指定を取り消す場合があること。

(奈良県商工労働部)

## 二七 商組主催第一回従事者研修大会開

### 催の通知

昭和五十年

昭和四十九年十二月 日

### 組合員殿

奈良県家庭薬配置商業協同組合理事長

平井正一

奈良県家庭薬配置従事者研修大会委員長

藤田敏夫

### 従事者大会開催について

内外共に波乱の昭和四十九年も暮れ新しい年を迎えようとしています。昭和五十年は望み多い年であることを希い又我々自身で自己の業界に繁栄をもたらさなければなりません。



このために組合を中心に更に団結を固め情勢を判断し  
お互の理解を深め、日頃の不満、不安を少しでも除き、

各人が希望を持って働き、収入を増し、業界が発展する  
ために配置薬の経営は如何あるべきか、組合は何をすべ  
きか、強化するための方策は、そして全配協の一員でも  
ある皆さんが部会や協議会の運営、団結にはどうすれば  
かよい、法規上の問題は或は配置薬議員連盟にお願い  
したいこと等、御意見を発表していただくために、下記  
の通り皆様の大会を開催いたしますから万障繰合せ相誘  
い是非御出席下さい。

なお大会に先だち表彰式（知事表彰 三名 優良配置員  
三五名 優良従業員 一〇名 優良後継者 一〇名）を行いま  
すから本人は勿論、同僚の方も多数御出席の上お祝い下  
さる。

## 記

一日時 昭和五十年一月十四日

十時三十分より 表彰式

十二時三十分より 従事者大会

一 会場 奈良県橿原市公苑町

橿原会館

(付)

研修大会決意文

一 我々は国民の保健衛生の一役を担う尊い任務をもつ  
配置従事者である

一 我々は自己治療薬により国民の家庭経済と労働能力  
の向上に寄与するものである

一 永い伝統を誇りとし、英知をあつめ体質を改善し更  
に社会に貢献しよう

(商組開催通知)

## 二六 奈良県製薬工業組合設立の趣意

奈良県製薬工業組合設立趣意書

近時国民の医薬品に関する関心は、保健衛生の向上と  
共に愈々高まり、その有効性安全性及び品質について  
は、医療上極めて重要視されてきました。

昭和五十年

今回の厚生省に於ける医薬品の製造と品質管理に關す

る基準、所謂GMPの問題は、個々の企業がその規模業態及び製品構成などの実態に即して自主的に実施方法を確立し、実践するように指導されているところであり、之が実施の段階において製造環境の整備機械設備に加えて、技術陣容の拡充強化等、画期的なものであり、昭和五十一年四月の実施期を目前にして、極力準備体制の整備を急いでいる現状であります、之が所要資金は巨額を要し自己資金による整備は極めて至難であり、加うるに最近の経済界の不況は之に拍車を加え、今や資金融資の問題はGMP実施上焦備の急務となっている実情であります。かゝる情勢に鑑み中小企業近代化促進法の業種指定を受け、構造改善計画の承認により長期低利の融資の受け得られるよう、全国配置家庭薬協議会に於ては強力に指定業種の指定方について関係官庁に要請している現状で之に関連して医薬品製造業者は、法的に指導及び助成の可能な製薬工業組合を設立し、協力一致してこの新事態に対処する誠意ある行動は、GMP実施上之

又看過できない大事な問題であります。

全配協に於ては主務省の意図を体し富山、滋賀、奈良、三県が中心となり、構造改善計画の作成主体である製薬工業組合の組織について協議し、三県歩調を合せて組織することを申合せて早速定款案に基いて組織に着手したわけで、富山、滋賀、両県は四月十七日を同じくして、之が組織の完了を見た次第であります。

本組合に於ては、三月二十七日第十二回役員会を開催し「近促法の業種指定に関する製薬工業組合の組織について」を附議し、異議なく承認されたので県の御指導を仰ぎ、之が組織に着手し設立の上は全国製薬工業組合連合会を組織することにより、構造改善計画の推進体制が確立するわけで、伝統と歴史を誇る本県配置家庭薬の発展向上のため各位の御理解を得て、御賛同を賜わり本組合に加入を切望する次第であります。

昭和五十年四月三十日

奈良県製薬組合

理事長 佐藤 又一

(奈良県製薬組合)

## 二 奈良県製薬工業組合定款

### 奈良県製薬工業組合定款

#### 第一章 総 則

##### (目的)

第一条 本組合は、配置家庭医薬品製造業の中小企業者の改善発達を図るための必要な事業を行ない、これらの者の経営の安定および合理化を図ることを目的とする。

##### (名称)

第二条 本組合は、奈良県製薬工業組合と称する。

##### (地区)

第三条 本組合の地区は、奈良県の一円の区域とする。

##### (事務所の所在地)

第四条 本組合は、主たる事務所を奈良県御所市御所六

〇五番地の一〇に、従たる事務所を奈良県橿原市久米

町九二〇番地に置く。

##### (公告の方法)

第五条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、朝日新聞に掲載してする。

##### (規約)

第六条 定款で定めるもののほか、本組合の組織および運営に関し必要な事項は、規約で定める。

#### 第二章 事 業

##### (事業)

第七条 本組合は、第一条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (一) 配置家庭医薬品製造業に関する指導及び教育
- (二) 配置家庭医薬品製造業に関する情報または資料の収集及び提供

- (三) 配置家庭医薬品製造業に関する調査研究
- (四) 合理化事業に関する次に掲げる制限

イ 組合員の生産する配置家庭医薬品の生産の技術に関する制限

ロ 組合員の生産する配置家庭医薬品の種類に関

する制限

ハ 組合員の生産する配置家庭医薬品の種類別の生産数量に関する制限

ニ 組合員の生産する配置家庭医薬品の原材料の販売の方法に関する制限

ホ 組合員の生産する配置家庭医薬品の原材料の購買の方法に関する制限

ヘ 前各号に掲げる制限に附帯する事業

(五) 配置家庭医薬品製造業の構造改善に関する事業

二 前項第四号に掲げる事業の内容及び実施に関する事項は調整規程で定める。

三 本組合はその事業に関し、組合員のためにする組合協約を締結することができる。

(事業者台帳の作成)

第八条 本組合は、事業者台帳を作成する。

二 事業者台帳の記載事項は規約で定める。

### 第三章 組合員

3 (組合員の資格)

第九条 本組合の組合員たる資格を有する者は、本組合

の地区内において、薬事法第一二条に規定する許可を受け、かつ同法第三〇条規定の配置販売許可業者に供給する配置家庭医薬品の生産の事業を営む中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第一八五号。以下「法」という）第五条に規定する中小企業者とする。

(加入)

第一〇条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、加入することができる。

二 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(自由脱退)

第一一条 組合員は、九十日前までに書面より予告して脱退することができる。

(除名)

第一二条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。

この場合において、本組合は、その総会の会日の十日  
前までにその組合員に対しその旨を通知し、かつ、総  
会において、弁明する機会を与えるものとする。

(一) 経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った  
組合員

(二) 本組合の事業を妨げ、または妨げようとする行為  
をした組合員

(三) 犯罪その他信用を失なう行為をした組合員

(届出)

第一三条 組合員は次の各号の一に該当するときは七日  
以内に本組合に届け出なければならない。

(一) 氏名、名称または事業を行なう場所を変更したと  
き。

(二) 事業の全部または一部を休止し、もしくは廃止し  
たとき。

(三) 資本の額又は出資の総額が一億円を超えるか常時  
使用する従業員が三〇〇人をこえたとき。

(使用料または手数料)

第一四条 本組合は、その行なう事業について使用料ま  
たは手数料を徴収することができる。

二 前項の使用料または手数料の額は、規約または調  
整規程で定める。

(経費の賦課)

第一五条 本組合は、その行なう事業の費用(使用料ま  
たは手数料をもって充てるべきものを除く)に充て  
るため、組合員に経費を賦課することができる。

二 前項の経費の額は、その徴収の時期および方法そ  
の他経費の賦課について必要な事項は、総会におい  
て定める。

(制裁)

第一六条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に  
対し、理事会の議決により、過怠金を課することができる。  
この場合において、本組合は、その理事会  
の会日の十日前までにその組合員に対してその旨通  
知をし、かつ、理事会において弁明する機会を与え  
るものとする。

(一) 第七条第二項の規定による調整規程に違反した

組合員(違反したときに組合員であった者を含む)

(二) 第一二条第一号または第二号に掲げる行為のあった組合員

(三) 第一三条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした組合員

二 前項第一号に該当する組合員に対しては過怠金を課するほか、調整数量の割当の削減制限設備の封印もしくは格納または使用の禁止営業時間の制限の制裁を課することができる。

三 制裁の内容および実施に関する事項は調整規程で定める。

四 第一項第一号に該当する者に対する制裁は同号の調整規程が効力を失なった後でもなお課することができる。

合

第一七条 理事会は、前条第二項に規定する制裁を課するときは、制裁審査委員会に諮問して行なう。

3 組 二 制裁審査委員会は、総会において選挙された委員

七人で組織する。

三 制裁審査委員会は、第一項の諮問があったときは、事案を審査決定し、その決定を理事会に報告しなければならない。

四 前各項に定めるもののほか、制裁審査委員会に關し、必要な事項は、規約で定める。

第一八条 第一六条に規定する制裁の賦課に対して不服のある者は、制裁を課する旨の通知を受けた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもって、本組合に不服の申立をすることができる。

二 前条の不服の申立てがあつた場合においても、制裁は停止しない。

第一九条 前条の不服の申立てを審査するため、本組合に不服審査委員会を置く。

二 不服審査委員会は、総会において選挙された委員十人で組織する。

三 不服審査委員会は、前条の不服の申立てがあつたときは、事案を審査決定し、その決定を理事会に報

告しなければならない。

四 前各号に定めるもののほか、不服審査委員会に關し、必要な事項は、規約で定める。

#### 第四章 役員、顧問、監査員および職員

(役員の数)

第二〇条 役員の数、次のとおりとする。

(一) 理事 十六人以上二十一人以内(昭和五十五年七月十九日二十一人に改正)

(二) 監事 三人または四人

(役員の任期)

第二一条 役員の任期は、次のとおりとする。

(一) 理事 二年

(二) 監事 二年

二 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む)のため選挙された役員の任期は、現任者の残任期間とする。

三 理事または監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選挙された役員の任期は第一項に規定する任期とする。

四 任期満了または辞任によって退任した役員は、新たに選挙された役員が就任するまでなおその職務を行なう。

(員外役員)

第二二条 役員のうち、組合員または組合員たる法人の役員でない者は、理事については一人を、監事についても一人を超えることができない。

(理事長、副理事長および専務理事の職務)

第二三条 理事のうち一人を理事長、二人を副理事長、一人を専務理事とし、理事会において選任する。

二 理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。

三 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故または、欠員るときは、その職務を代理し、または代行する。

四 専務理事は、理事長および副理事長を補佐して、本組合の常務を執行し、理事長および副理事長がともに事故または欠員るときはその職務を代理し、ま

たは代行する。

五 理事長、副理事長および専務理事がともに事故または欠員のときは、理事会において、理事のうちからその代理者または代行者一人を定める。

(監事の職務)

第二四条 監事は、何時でも、会計の帳簿および書類の閲覧もしくは謄写をし、または理事に対し会計に関する報告を求めることができる。

二 監事は、その職務を行なうため特に必要があるときは、本組合の業務および財産の状況を調査することができるとができる。

(役員の実義務)

第二五条 理事および監事は、法令、定款、調整規程および規約の定めならびに総会の決議を遵守し、本組合のために忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員の見挙)

第二六条 役員は、総会において選挙する。

3 二 役員の見挙は、単記式無記名投票によって行な

う。

三 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。

四 第二項の規定にかかわらず、役員の見挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推薦の方法によって行なうことができる。

五 指名推薦の方法により役員の見挙を行なう場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行なう。

六 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(役員の見報)

第二七条 役員に対する報酬は、総会において定める。

(顧問)

第二八条 本組合に顧問を置くことができる。



二 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(監査員)

第二九条 本組合に、調整規程の実施に関する監査を行なうための監査員を置くことができる。

二 監査員は、理事会の議決を経て、理事長が選任し、または解任する。

(参事および会計主任)

第三〇条 本組合に、参事および会計主任を置くことができる。

二 参事および会計主任は、理事会の議決を経て、理事長が選任し、または解任する。

(職員)

第三一条 本組合に、監査員、参事および会計主任のほか、次の職員を置くことができる。

- (一) 主事及び書記 若干名
- (二) 技師及び技手 若干名

## 第五章 総会、理事会および委員会

(総会の招集)

第三二条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

二 通常総会は、毎事業年度終了後二月以内に、臨時総会は、必要があるときは何時でも、理事会の議決を経て理事長が招集する。

(総会招集の手続)

第三三条 総会の招集は、会日の十日前に到達するよう  
に、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時  
および場所を記載した書面を各組合員に発してするも  
のとする。

(書面または代理人による議決権または選挙権の行使)

第三四条 組合員は、前条の規定によりあらかじめ通知  
のあった事項につき、書面または代理人をもって議  
決権または選挙権を行使することができる。この場  
合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用  
人または他の組合員でなければ代理人となることが  
できない。

二 代理人が代理することができる組合員の数は、四

人以内とする。

(総会の議事)

第三五条 総会の議事は、法に特別の定めがある場合を除き、組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議長)

第三六条 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員または組合員たる法人の代表者のうちから選任する。

(緊急議案)

第三七条 総会においては、出席した組合員(書面または代理人により議決権または選挙権を行使する者を除く)の三分の二以上の同意を得たときに限り、第三三条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

(総会の議決事項)

3 組 第三八条 総会においては、法または定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(一) 借入金額の最高限度

(二) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

第三九条 総会の議事録は、議長および出席した理事が作成し、これに署名するものとする。

二 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

(一) 開会の日時および場所

(二) 組合員数およびその出席者数

(三) 議事の経過の要領

(四) 議案別の議決の結果(可決、否決の別および賛否の議決権数)

(理事会の招集)

第四十条 理事会は、理事長が招集する。

二 理事長が事故または欠員のときはあらかじめ理事会において定めた順位にしたがい副理事長が、理事長および副理事長がともに事故または欠員のときは専務理事が、理事長、副理事長および専務理事がと

もに事故または欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、他の理事が招集する。

三 理事は、必要があると認めるときは、何時でも、理事長に対し理事会を招集すべきことを請求することができ。

四 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から五日以内に正当な理由がないのに理事長が理事会招集の手続をしないときは、みずから理事会を招集することができる。

(理事会招集の手続)

第四一条 理事会の招集は、会日の七日前までに日時および場所を各理事に通知してするものとする。ただし、理事全員の同意があるときは、招集の手続を省略することができる。

(理事会の議事)

第四二条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

(理事会の書面議決)

第四三条 理事は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。

(理事会の議決事項)

第四四条 理事会は、法または定款で定めるものほか、次の事項を議決する。

- (一) 総会に提出する議案
- (二) その他業務の執行に関する事項で理事会が必

要と認める事項

(理事会の議長および議事録)

第四五条 理事会においては、理事長がその議長となる。

二 理事会の議事録については、第三九条(総会の議事録)の規定を準用する。この場合において、同条第二項第四号中「(可決否決の別および賛否の議決権数)」とあるのは、「(可決、否決の別および賛否の議決権数ならびに賛成した理事の氏名および反対

した理事の氏名」と読み替えるものとする。

(委員会)

第四六条 本組合は、制裁審査委員会および不服審査委員会のほか、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

二 委員会の種類、組織および運営に関する事項は、規約で定める。

## 第六章 雑 則

(事業年度)

第四七条 本組合の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

(延滞金)

第四八条 本組合は、使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで日歩三銭の割合で延滞金を徴収することができる。

(職員退職給与引当金)

3 組 第四九条 本組合は、毎事業年度の終において、職員退

職給与引当金として職員給与総額の一〇〇分の三以上を計上する。

## 附 則

一 設立当時の役員の任期は、最初の通常総会の日までとする。

二 最初の事業年度は、本組合の成立の日から昭和五十一年三月三十一日までとする。

(奈良県製薬工業組合)

## 三〇 欧州のGMP実施の現況を視察

昭和五十一年

昭和五十一年六月八日から七月二日迄二十五日間欧州に於ける製薬企業のGMP実施の状況並びにこれに付随した公害処理等の現状を視察し、私が見聞した概略を表します。

訪問した先はドイツ、スイス、フランス、イギリス、の四ヶ国で、製薬企業は大中小十企業その外病院薬剤部等視察いたしました。視察した企業の社名は都合により

割愛させてもらいます。

先づ前提として考えねばならないことは欧州に於ける各国の歴史、現在の種々の国際環境（関係）及び医療、薬業の制度システム（一般社会保険的な面をも含めて）に於いて日本と大きな相違のある事。従って国民の医薬品に対する考え方にも当然日本のそれとは非常な相違がある。

この様な背景の上に立った製薬企業であることを先づ念頭において夫々の状況についてそれなりの尺度で判断をしなければ大きな誤りをおかすことになりかねないと思う。

然しながら総括的な見方をすれば以上のような前提を考慮に入れても私が期待していた事とは逆に期待はずれであった。

勿論、各国毎に夫々国情等に即応した形で WHO の勧告の趣旨にそって、逐次実施されてはいるものの細部に亘っての我々が参考にしたいと考えていた作業場毎のクリーン度の問題等具体的な好資料等の得られなかった

事は、残念であった。が併し夫々に於いて実情に即した弾力的な施策がなされている点は大いに見習うべきだと思う。たまたま私達 GMP 視察団一行が訪問した時期が猛暑であったため特別な工程以外殆んどが空調装置はおろか、冷房装置もなく窓を開放して作業を行っていたのは、私のみならず一行の期待はずれであった。尚、塵埃、菌数の限度等又、公害面で汚水度、騒音、空気の汚染等、公害規制の単位を関係責任者が一様に知らなかったのには驚いた。日本の場合は、責任者のみでなく一般国民がかなり広範囲に知っていて社会問題にしている。したがって東京の隅田川に魚が棲むようになったということも聞き、結構な事だと思いが、反面あまり厳しく規制すると工業の発展を阻害し、経済の破綻をおこさないとも限らないと憂慮せざるを得ない。

特に公害処理等について感じた事は、我が国に於ける公害の問題は実に厳しい行政が施行されているが、欧州諸国においては全々関心度が無いではないようであるが、緩和であり、工業優先といった行政のもとに国民自

体も自覚しているようである。特にドイツにおいてはしかり。日本人の考え方と全々相違がある事がわかった。したがって殆んどどの企業が汚水処理をせず、たれ流している。某大手メーカーが私達に汚水処理について自慢して最初に時間をかけ広い応接室の壁に系統図をかかげ、それを説明してくれその後現地の処理場を視察した。なるほど、約一万坪の敷地に相当な設備がされていた。私は最終に処理されて放出する汚水は何PPMかとたずねたが、それに対して解答がないので最終段階の放出場所を見せてもらうようたのんで見せてもらったところ、番茶のような色で臭いもかなりあった。自慢しているが、そのような状態で私達は驚いた。今一つ、同様に三万人程の従業員のいる有名な〇〇社は、三十一階の高層ビルが中央にあり、その三十一階から会社の全貌を見ながら説明をもらった。私は、汚水処理場を見出すことが出来なかった。その会社はライン川に面した会社で、ふとライン川を眺めた。するとライン川の真中に、真赤な色をした水の吹上るのが目に入った。私は瞬間に廃液で

あると直感した。その後その場所をバスで案内されて通過するとき、大きなパイプが工場から川の中に布設されているのを目撃した。両大企業とも、汚水が有名なライン川に放出されている。従ってライン川の水は赤黒い魚の棲めない川になっている。

### 結論

私が今回、たんなる観光で渡航したのであったら、中世以前からの建造物等を観賞して、立派なすばらしい事をよくやったものだ、さすがヨーロッパは先進国だと思いい、賞賛したであろうが目的が、GMPの視察ということで企業の内部に入り、見聞した関係上、日本の方がはるかに進歩している事がわかり、同時に日本はすばらしい国である事に対し、先人先輩が、今日の文化国家に維新後わずか、一〇〇年余で発展させた事に対し、感謝の意をささげるものであります。

欧州諸国からみると、日本の公害問題は対照にならない、而し乍ら、現在の日本人の国民性と申しましようか、まだまだ要求されるでしょう。その結果が、経済生

活にどのように影響を及ぼすかは政治問題で、私の論ずるところではない。とにかく日本はすばらしい国であるということがわかっただけでも、今回の視察の意義があった。

しかし、欧州にも我々が学ばなければならない点も数点にあった。特に視察団に対する応対方法が共通して懇切丁寧であった事は特記する必要がある。

次に、大企業のコンプ्यूターシステムがあげられよう。特に原材料、資材倉庫等の自動省力化システム。尚、小企業が製薬の一部の工程のみを担当し、委託、受託制度が簡単に許可されていることなどは、参考にすべきだと思ふ。

更に、今回の目的であったベルリンの国際製薬医用技術展、並びにアヘマの国際化学工業展等は非常に参考になり、直接得るものがあった。

次は、アメリカのFDA基準のGMPの実施状況を、来たる十月に視察する計画をしておりますが、現在欧州を視察して私が感じた事は、日本の行政は先取行政であ

ると断ぜざるを得ない。勿論先取行政で、世界一の日本にしてほしい事は否定しませんが、私が希望する事は、指導層の人、政治家並びに行政を担当される方々が、民間人として奥深く各国を少しでも数多く視察され間違いない行政指導を要望して結びの言葉にいたします。

（『欧州GMP実施視察報告』佐藤又一理事長）

### 三 GMP 実施状況訪米調査報告

昭和五十一年

昭和五十一年十一月

団長 佐藤又一

#### 総論

- (一) 企業のGMPに対する姿勢（本文・省略・以下同じ）
- (二) FDAのGMPについての考え方
- (三) 構造設備とそのメインテナンス
- (四) 従業員の服装と衛生管理
- (五) 品質管理と教育訓練
- (六) 製造記録

(七) 計量、ラベルの管理

(八) その他

A 承認許可制度について

B 公害問題について

(九) 結論

〔GMP実施状況訪米調査報告〕

### 三 全国配置家庭薬工業組合連合会の

#### 設立

昭和五十一年

#### 設立趣意書

#### 全国配置家庭薬工業組合連合会

##### 一 設立の目的

我国経済における中小企業の占める地位には、重要なものがあります。又、その振興なくしては、我国経済の発展は期し難いのであります。

さて、当配置薬製造業界におきましてもその大部分は零細業者であり、生産性が低く加えて販売力の乏しさから不安定な経営を続けております。

さらに昭和五十一年四月からは「医薬品の製造及び

品質管理に関する基準」が実施されており、これが為の構造設備の改善・拡充等巨額の費用を要し、個々の自己資金による整備も困難を極めております。かかる状況に対処するため業界が一致団結し工業組合連合会を中心とした構造改善事業を実施するため、ここに中小企業の団体組織に関する法律に基づき全国配置薬工業組合連合会を設立するものである。

##### 二 名称

本会は全国配置家庭薬工業組合連合会と称する

##### 三 地区

本会の地区は全国一円の区域とする

##### 四 事務所の所在地

本会の事務所は奈良県御所市に置く

##### 五 会員たる資格

本会の会員たる資格を有する者は、本会の地区内における配置販売用医薬品の生産の事業を資格事業とする商工組合とする



六 事業計画の概要

本会は次の事業を行う

第一事業年度(昭和五十二年一月三十一日から昭和五十二年三月三十一日まで)

(一) 指導教育・調査研究事業

イ 配置販売用医薬品製造業の経営実態調査を行う

ロ 配置販売用医薬品製造業の構造改善計画を策定する

(二) 合理化総合調整事業を必要に応じて行う

イ 生産技術の制限事業

ロ 生産品の販売方法制限事業

(三) 中小企業近代化促進法指定業種指定に伴う業界近代化事業を行う

七 賦課金の賦課徴収方法

賦課金の額 円

賦課徴収の方法

八 役員の数および任期

役員の数 理事 十五人以上二十人以内

監事 三人以上五人以内

役員の数 理事 二年

監事 二年

昭和五十一年十一月十日

全国配置家庭薬工業組合連合会

発起人 奈良県御所市六〇五番地の一〇

奈良県製薬工業組合

代表理事 佐藤 又一

〃 富山県富山市千歳町一丁目四番一号

富山県製薬工業組合

代表理事 石黒 七三

〃 滋賀県甲賀郡甲賀町大原市場三三番地

滋賀県製薬工業組合

代表理事 大北 正史

設立同意者名簿

組合員	所在地	組合員数	出資金
富山県製薬工業組合	富山県富山市千歳町		非出資
代表理事 石黒七三	一丁目四番一号		
奈良県製薬工業組合	奈良県御所市六〇五	一一八	非出資
代表理事 佐藤又一	番地の一〇		

滋賀県製薬工業組合 滋賀県甲賀郡甲賀町  
代表理事 大北正史 大原市場三三番地

非出資

初年度における事業計画書

昭和五十一年十二月一日より  
昭和五十二年三月三十一日まで

全国配置家庭薬工業組合連合会

事業計画

一 指導及び教育事業

(一) 経営合理化及び経営労務管理に関する知識の普及  
並びにその促進のための講習会等の開催

(二) 薬事諸法規の遵守並びに医薬品の製造に関する知識の啓発とそれに付随する企業体勢の整備に関する指導教育

二 情報又は資料の収集及び提供事業

(一) 会員の組合員の営業上の知識の向上を計るため、  
医薬品業界全般及び配置販売用医薬品製造業界の商  
況に関する情報又は資料の収集及び提供

3 組合員 (二) 会員の組合員の生産技術の向上を計るため、医薬

品業界全般及び配置販売用医薬品製造業界並びにそ  
の他業界の生産技術に関する情報又は資料の収集及  
び提供

次年度における事業計画

昭和五十二年四月一日から

昭和五十三年三月三十一日まで

全国配置家庭薬工業組合連合会

事業計画

一 指導及び教育事業

前年度に引続いて行う

二 情報又は資料の収集及び提供事業

前年度に引続いて行う

三 中小企業近代化促進法指定業種指定に伴う事業

(一) 近代化計画に伴う事業の推進

(二) 構造改善計画の策定計画の推進

(設立趣意書)

### 三 全国配置家庭工業組合連合会定款

昭和五十一年

必要があるときは朝日新聞に掲載してする。

#### (規約)

第六条 定款で定めるもののほか、本会の組織及び運営に關し必要な事項は、規約で定める。

#### 第一章 総 則

##### (目的)

第一条 本会は、配置販売用医薬品製造業の中小企業者の改善発達を図るための必要な事業を行ない、会員及びその組合員の経営の安定及び合理化を図ることを目的とする。

##### (名称)

第二条 本会は、全国配置家庭薬工業組合連合会と称する。

##### (地区)

第三条 本会の地区は、全国一円の区域とする。

##### (事業所の所在地)

第四条 本会は、事務所を奈良県御所市に置く。

##### (公告の方法)

第五条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示し、かつ、

#### 第二章 事 業

##### (事業)

第七条 本会は、第一条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (一) 会員たる商工組合の事業についての指導及び連絡
- (二) 配置販売用医薬品製造業に関する指導及び教育
- (三) 配置販売用医薬品製造業に関する情報又は資料の収集及び提供
- (四) 配置販売用医薬品製造業に関する調査研究
- (五) 合理化事業に關する次に掲げる制限の総合調整
  - イ 会員の組合員の生産する医薬品の生産の技術に關する制限
  - ロ 会員の組合員の生産する医薬品の種類に關する制限

ハ 会員の組合員の生産する医薬品の種類別の生産数量に関する制限

ニ 会員の組合員の生産する医薬品の販売（引取り）の方法に関する制限

ホ 会員の組合員の生産する医薬品の原材料の購買（引渡し）の方法に関する制限

ヘ 前各号に掲げる総合調整に附帯する事業

（六） 配置販売用医薬品製造業の構造改善推進に関する事業

二 本会は、その事業に関し、会員の組合員のためにする組合協約を締結することができる。

### 第三章 会 員

（会員の資格）

第八条 本組合の会員たる資格を有する者は、本組合の地区内において、薬事法第一二条に規定する許可を受け、かつ同法第三〇条規定の配置販売許可業者に供給する配置販売用医薬品の生産の事業を資格事業とする商工組合とする。

（議決権及び選挙権）

第九条 会員は、おのおの四個の議決権および役員選挙権を有し、かつ組合員数に応じて与える議決権又は選挙権の数は以下に記す通りである。

組合員数二十人以下の会員 一個

組合員数二十一人～四十人の会員 二個

組合員数四十一～六十人の会員 三個

組合員数六十一～八十人の会員 四個

組合員数八十一～一〇〇人の会員 五個

組合員数一〇一人～一二〇人の会員 六個

（加 入）

第一〇条 会員たる資格を有する者は、本会の承諾を得て、加入することができる。

二 本会は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

（自由脱退）

第一一条 会員は、三十日前までに書面により予告して脱退することができる。

(除 名)

第一二条 本会は、次の各号の一に該当する会員を除名することができる。この場合において、本会は、その総会の会日の十日前までに、その会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるものとする。

- (一) 経費の支払その他本会に対する義務を怠った会員
- (二) 本会の事業を妨げ、又は妨げようとする行為をした会員
- (三) 犯罪その他信用を失なう行為をした会員

(届 出)

第一三条 会員は、次の各号の一に該当するときは、七日以内に本会に届け出なければならない。

- (一) 名称、代表者又は事務所を変更したとき。
- (二) 事業の全部又は一部を休止し、もしくは廃止したとき。
- (三) 定款、調整規約を変更し、もしくは廃止したとき。

き。

(使用料又は手数料)

第一四条 本会は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

- 二 前項の使用料又は手数料の額は、規約又は総合調整規程で定める。

(経費の賦課)

第一五条 本会は、その行なう事業の費用(使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く)に充てるため、会員に経費を賦課することができる。

- 二 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他経費の賦課について必要な事項は、総会において定める。

(制 裁)

第一六条 本会は、次の各号の一に該当する会員に対し、理事会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本会は、その理事会の会日の十日前までに、その会員に対してその旨を通知し、かつ、理事会において弁明する機会を与えるものとする。

る。

(一) 第十二条第一号又は第二号に掲げる行為のあった  
会員

(二) 第十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届  
出をした会員

第一七条 前条の過怠金の賦課に対して不服のある者  
は、賦課の通知を受けた日から三十日以内に、その  
旨を記載した書面をもって、本会に不服の申立てを  
することができる。

二 前項の不服の申立てがあつた場合においても、過  
怠金の徴収は停止しない。

第一八条 前条の不服の申立てを審査するため、本会に  
過怠金再審査委員会を置く

二 過怠金再審査委員会は、総会において選挙された  
委員五人で組織する。

三 過怠金再審査委員会は、前条の不服の申立てがあ  
つたときは、事案を審査決定し、その決定を理事会  
に報告しなければならない。

四 前各項に定めるもののほか、過怠金再審査委員会  
に關し必要な事項は、規約で定める。

#### 第四章 役員、顧問、監査員及び職員

(役員の数)

第一九条 役員の数に次のとおりとする。

(一) 理事 十五人以上二十人以内  
(二) 監事 三人以上 五人以内

(役員任期)

第二〇条 役員任期は、次のとおりとする。

(一) 理事 二年  
(二) 監事 二年

二 補欠(定数の増加に伴なう場合の補充を含む)のた  
め選挙された役員任期は、現任者の残任期間とす  
る。

三 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合  
において新たに選挙された役員任期は、第一項に  
規定する任期とする。

四 任期満了又は辞任によって退任した役員は、新た

に選挙された役員が就任するまでなおその職務を行なう。

(員外役員)

第二一条 役員のうち、会員たる商工組合の役員でない者は、理事については三人、監事については一人をこえることはできない。

(理事長、副理事長及び専務理事の職務)

第二二条 理事のうち一人を理事長二人を副理事長、一人を専務理事とし、理事会において選任する。

二 理事長は、本会を代表し、本会の業務を執行する。

三 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故又は欠員のときはその職務を代理し、又は代行する。

四 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して、本会の常務を執行し理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときはその職務を代理し又は代行する。

五 理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、理事会において、理事のうちからそ

の代理人又は代行者一人を定める。

(監事の職務)

第二三条 監事は、何時でも、会計の帳簿及び書類の閲覧もしくは謄写をし又は理事に対し会計に関する報告を求めることができる。

二 監事は、その職務を行なうため特に必要があるときは、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の実義務)

第二四条 理事及び監事は、法令、定款、総合調整規程及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、本会のために忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員選挙)

第二五条 役員は、総会において選挙する。

二 役員選挙は、単記式無記名投票によって行なう。

三 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定

める。

四 第二項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推薦の方法によつて行なうことができる。

五 指名推薦の方法により役員選挙を行なう場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選挙委員が行なう。

六 選挙委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があつた者をもって当選人とする。

(役員報酬)

第二六条 役員に対する報酬は、総会において定める。

(顧問)

第二七条 本会に、顧問を置くことができる。

二 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

3 組 (監査員)

第二八条 本会に、総合調整規程の実施に関する監査を行なうため、監査員を置くことができる。

二 監査員は理事会の議決を経て、理事長が選任し、又は解任する。

(参事及び会計主任)

第二九条 本会に、参事及び会計主任を置くことができる。

二 参事及び会計主任は、理事会の議決を経て、理事長が選任し、又は解任する。

(職員)

第三〇条 本会に、監査員、参事及び会計主任のほか、次の職員を置くことができる。

(一) 主事及び書記 若干名

(二) 技師及び技手 若干名

第五章 総会、理事会及び委員会

(総会の招集)

第三一条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

二 通常総会は、毎事業年度終了後二月以内に、臨時



総会は、必要があるときは何時でも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総会招集の手続)

第三二条 総会の招集は、会日の十日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各会員に発してするものとする。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第三三条 会員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、他の会員でなければ代理人となることができない。

二 代理人が代理することができる会員の数は、一人とする。

(総会の議事)

第三四条 総会の議事は、中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律一八五号。以下「法」という)で定めるもののほか、会員の半数以上が出席し、その議

決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(総会の議長)

第三五条 総会の議長は、総会ごとに、出席した会員の代表者のうちから選任する。

(緊急議案)

第三六条 総会においては出席した会員(書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く)の三分の二以上の同意を得たときに限り、第三二条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

(会の議決事項)

第三七条 総会においては、法又は定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (一) 借入金額の最高制限
- (二) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

第三八条 総会の議事録は、議長及び出席した理事が作

成し、これに署名するものとする。

二 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

(一) 開会の日時及び場所

(二) 会員数及びその出席者数

(三) 議事の経過の要領

(四) 議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数）

（理事会の招集）

第三九条 理事会は理事長が招集する。

二 理事長が事故又は欠員のときはあらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、副理事長が理事長及び副理事長が、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときは専務理事が、理事長、副理事長及び専務理事長がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、他の理事が招集する。

### 3 組 合

三 理事は、必要があると認めるときは、何時でも、

理事長に対し、理事会を招集すべきことを請求することができる。

四 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から五日以内に、正当な理由がないのに理事長が理事会招集の手続をしないときは、みずから理事会を招集することができる。

（理事会の手続）

第四〇条 理事会の招集は、会日の七日前までに日時及び場所を各理事に通知してするものとする。ただし、理事全員の同意があるときは、招集の手続を省略することができる。

（理事会の議事）

第四一条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

（理事会の書面議決）

第四二条 理事は、止むを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。

(理事会の議決事項)

第四三条 理事会は、法又は定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(一) 総会に提出する議案

(二) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第四四条 理事会においては、理事長がその議長となる。

二 理事会の議事録については、第三八条(総会議事録)の規定を準用する。この場合において、同条第二項第四号中「(可決、否決の別議及び賛否の議決権数)」とあるのは、「(可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)」と読み替えるものとする。

(委員会)

第四五条 本会は、過怠金再審査委員会のほか、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を

置くことができる。

二 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約である。

## 第六章 雑 則

(事業年度)

第四六条 本会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

(延滞金)

第四七条 本会は、使用料、手数料、経費、過怠金その他本会に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで日歩四銭の割合で延滞金を徴収することができる。

(職員退職給与引当金)

第四八条 本会は、毎事業年度の終りにおいて、職員退職給与引当金として職員給与総額の一〇〇分の三以上を計上する。

## 附 則

一 設立当時の役員の任期は、最初の通常総会の日まで

とする。

二 最初の事業年度は、本会の成立の日から昭和五十二年三月三十一日までとする。

(全国配置家庭薬工業組合連合会)

### 三 全国配置家庭薬工業組合連合会役員名簿

#### 創立総会

昭和五十一年

(昭和五十一年十一月三十日)

氏名	役職名
理事長 佐藤 又一	奈良県製薬工業組合理事長
副理事長 石黒 七三	富山県製薬工業組合理事長
全 大北 正史	滋賀県製薬工業組合理事長
専務理事 柏田 一雄	奈良県製薬工業組合専務理事
理事 長崎 六郎	富山県製薬工業組合副理事長
全 山崎 六郎	理事
全 常田 正信	専務理事
全 志浦 栄	常務理事

全 水口 誠一 理事

員外理事 高桑徳太郎 (株式会社広貫堂社長)

理事 藤田 忠信 奈良県製薬工業組合副理事長

全 森田 康嗣 全 副理事長

全 岡井喜代次 全 理事

全 岡村 喜郎 滋賀県製薬工業組合副理事長

全 橋田喜一郎 全 副理事長

全 野口 米満 全 副理事長

全 大原 大 全 専務理事

監事 石黒重兵衛 富山県製薬工業組合監事

全 浅井 誠三 奈良県製薬工業組合監事

全 緩利 光男 滋賀県製薬工業組合監事

(工業組合連合会)

### 三 全国配置家庭薬工業組合連合会の

#### 設立認可

昭和五十二年

厚生省発薬第一九六号

全国配置家庭薬工業組合連合会設立認可書